


所管部課	健幸いきいき部 介護保険課	部長	川口 荘一	
件名	令和4年度東大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金交付要綱について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関	障害福祉課		
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い高齢者及び障害者の利用する施設に対し、施設利用者及び従業員に係るPCR検査及び抗原検査の費用を補助するための、単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 補助対象事業者 市の区域内の指定事業所において、通所介護等の介護サービス又は短期入所等の障害福祉サービスを提供している事業者</p> <p>イ 補助対象経費 施設利用者及び従業員に係るPCR検査及び抗原検査に係る経費</p> <p>ウ 補助金額 PCR検査：一人あたり20,000円を上限に実績に応じた額 抗原検査：一人あたり7,500円を上限に実績に応じた額</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用</p> <p>(3) 影響及び効果 対象施設におけるPCR検査及び抗原検査の実施を支援することにより、陽性者の早期発見及び早期対策に寄与し、もって感染拡大の防止並びに施設の従業員及び利用者の安全の確保を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>予算については令和4年4月25日に市長により専決処分済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特別養護老人ホーム等の広域型施設等は、東京都や日本財団が無料のPCR検査や抗原検査を実施している。また、東京都の補助事業の変更にあわせ、令和4年度からは施設従業員に対する抗原定性検査は補助対象外とする。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。